

101 特殊海岸地域交通安全対策事業

1. 特例を設ける趣旨

道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等においても、地方公共団体が地域振興のためその安全を確保しつつ一般の道路のように自動車を通行させようとする場合には、都道府県警察が地方公共団体との連携の下に交通規制を行うものです。

2. 特例の概要

特区内に存する特殊海岸地域（路外走行用の仕様や装備を有しない自動車であっても円滑に通行可能で、かつ、道路交通法に基づく道路標識等による交通規制の実効性が確保される地理的条件を具備している砂浜等をいう。）の管理者たる地方公共団体が、地域振興のため当該地域を一般の自動車交通の用に供する場合において、当該自動車交通の安全と円滑を確保するため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県警察が地方公共団体と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

路面の凹凸や砂のたい積等によりオフロード車でないと通行できないような地域、縦横に広い形状であるなど交通整理が困難な地域等は、特例の対象とすることができません。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

104 公共交通利用促進事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の実情に応じた公共交通機関等の利用促進のため、地域住民やバス・タクシー事業者等の意見を広く聴きながら、地方公共団体と警察が連携し、交通規制に関する事柄も含めた公共交通機関等の利用促進のための計画を円滑に策定、実施するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が公共交通機関等の利用促進を図るため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし